

議案第 53 号

日出町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について

日出町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

日出町長 本田博文

日出町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

日出町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（平成25年日出町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 津波区間の堤防の高さは、前3項の規定によるほか、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

第15条の見出し中「波浪」を「津波又は波浪」に改め、同条第1項中「湖沼」の次に「、津波区間」を加え、「波浪」を「津波又は波浪」に改める。

第17条の見出し中「湖沼又は高潮区間」を「湖沼等」に改め、同条中「湖沼」の次に「、津波区間」を加える。

第32条第1項中「おいて、計画堤防」の次に「(津波区間にあつては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の見出しを「(可動堰の管理施設等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

第43条の見出しを「(水門及び樋門の管理施設等)」に改める。

第62条第2項の「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第65条中「計画高水位」の次に「、計画津波水位」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に有する堤防又は現に工事中の堤防(既に河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第26条第1項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。)については、この条例による改正後の日出町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例(以下「新条例」という。)第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。次項において同じ。)に係る堤防であつて、その工事の着手(法第26条第1項の許可を受けて改築される堤防にあつては、同項の許可)がこの条例の施行の後であるものについては、この限りでない。
- 3 この条例の施行の際現に存する可動堰、水門及び樋門(以下この項において「可動堰等」という。)又は現に工事中の可動堰等(既に法第26条第1項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。)が新条例第34条第

2項（新条例第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定に適合しない場合においては、当該可動堰等については、当該規定は、適用しない。ただし、改築に係る可動堰等であって、その工事の着手（法第26条第1項の許可を受けて改築される可動堰等にあつては、同項の許可）がこの条例の施行の後であるものについては、この限りでない。

理 由

河川管理施設等構造令の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。